

## [ 事案 20-29 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 20 年 9 月 4 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 4 月 22 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

現在の保険契約を無効とし、前契約を解約して頭金として払い込んだ金額と、現契約の払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 9 年に、それまで加入していた定期付終身保険を解約し、その解約返戻金(166 万円)を頭金に活用して定期付終身保険(10 年更新型)への加入を勧められ、契約した。ところが昨年、更新時期になり保険料が大幅に上がることが判明、仕方なく定期保険特約部分は更新しなかったが、解約返戻金も終身保険部分の約 70 万円しかないことが分かった。

現保険への加入時に、10 年後の更新時期における保険料の大幅な増加および解約返戻金の減額(前契約の解約返戻金 166 万円が解約返戻金として返戻されない)について説明がなく、これまで通算 35 年間に払い込んだ保険料(900 万円近く)に比べ、現契約の解約返戻金の額が余りにも少ない。

自分は、生命保険の貯蓄要素を重視しており、現契約の解約返戻金がこのように減少してしまうことの説明を受けていれば契約などしなかった。保険会社の説明不足により契約は無効であり、平成 9 年の契約時に遡り契約がなかったことにして、頭金を含む現保険の既払込保険料全額を返還して欲しい。

### < 保険会社の主張 >

下記理由により、申立契約は正当な契約手続きによる有効な契約と判断しており、契約の取消し、頭金取消し等による、保険料返還請求に応じることは出来ない。

#### (1) 募集状況について

営業職員(退社済)に募集状況を確認したところ、申立人が結婚したことを知り、保障の充実と妻への受取人変更、ファミリー保障特約による妻への付保を提案した。当初は契約転換による加入を勧めたが、申立人希望の保険料よりも高くなったため、次案として、前の契約を解約しその解約返戻金を主契約(終身保険)および定期保険特約の一時払保険料(頭金)として活用することを提案した。その結果、保険料を低廉に抑えられ、申立人の希望に沿うことが出来たことから、加入いただいたものである。

#### (2) 解約返戻金について

保険の仕組み上、主契約(終身保険)に充当した頭金の解約返戻金は逡増するが、定期保険特約に充当した頭金の解約返戻金は満期時には 0 円となり、結果として保険料を低廉化することが出来る。

契約時において、営業案内や設計書による商品説明に加え、「ご契約のしおり 約款」等の書面により、詳細な説明記載も行ったうえ、頭金部分の解約返戻金につき、普通保険約款に例表を記載した上で、その確認も含め契約申込書に申立人自身により署名・押印を行っている。

さらに、契約成立後に送付している保険証券に同封する説明用紙にも、経過年次毎の契約全体の解約返戻金額を案内していたが、今まで申出人から受取金額についての質

問等もない状況であった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、加入時に営業職員が申立人に解約返戻金について説明していなかったとしても、そのことが直ちに申立契約の無効に繋がるものではないことから、申立ての理由は、法律的には、申立契約につき錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと解し、申立人からの事情聴取等にもとづき審理した。その結果、下記のとおり、申立人の主張を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第 4 4 条により、裁定書をもってその理由を裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人の主張する錯誤（頭金は解約返戻金として全額戻るものと信じたのにそうではなかったというものと、解される）が、民法 95 条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」が認められる必要がある。本件における「要素の錯誤」の成否を検討するに、申立契約の保障内容に納得しつつも、保険料が契約者の負担限度を超える場合に、保険料を減額するため、前契約を解約して解約返戻金を申立契約の頭金として活用することはあり得ることであり、その際、貯蓄要素をどの程度重視するかは、契約者によって相当異なるものと言えるから、通常人にとって、頭金が全額戻るか否かが、前契約の解約及び申立契約を左右する事情とは必ずしも認められない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することは出来ない。
- (2) また申立人の錯誤は、いわゆる「動機の錯誤」に属するが、「動機の錯誤」が民法 95 条に規定される錯誤に該当するためには、当該動機が表示されている必要があるとされる。本件では、前契約の解約と申立契約に際し、申立契約の頭金は解約返戻金として全額戻るから前契約を解約し申立契約を締結するという動機が、保険会社に表示されていたとは認められないので、この点からも、申立人の錯誤を民法 95 条の錯誤と認めることは出来ない。

【参考】 民法 95 条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。